

一般社団法人ドローンサービス推進協議会会費規程

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、当法人定款第 8 条の規定により、当法人の入会金及び会費の額並びに納付等について、必要な事項を定める。

第2章 会費

(会費)

第 2 条 会員（公共会員及び名誉賛助会員を除く。）は、次に定める会費を納入しなければならない。なお、当法人の入会金は免除する。

- | | | |
|--------------|-----|----------------|
| (1) 正 会 員 | 年会費 | 1 口以上（10 万円/口） |
| (2) 賛助会員（団体） | 年会費 | 1 口以上（5 万円/口） |
| (3) 賛助会員（個人） | 年会費 | 1 万円 |

但し、当該年度の 6 か月経過後に入会申込みをした会員が納付する初年度の年会費の額は、上記にかかわらず年会費の 2 分の 1 とする。

- 2 入会時に納入すべき会費は、入会承認後 1 か月以内に納入しなければならない。2 年目以降の会費については、毎年 4 月末日までに納入するものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、当法人の設立時正会員は、第 1 項（1）の会費を支払うことを要しない。

(会費口数の変更)

第 3 条 正会員及び賛助会員（団体）は、会費口数変更届を提出することにより、1 口以上の任意の会費口数に変更することができる。

- 2 前項の変更の効力は、会費口数変更届が提出された日の属する年度の次

年度以降から生ずるものとする。

(納 付)

第 4 条 前条に定める会費は、当法人の指定する銀行口座に振り込むことにより納付するものとする。

2 前項に規定する会費の振込みに係る振込手数料は、会員の負担とする。

第 3 章 その他

(規程の改正)

第 5 条 本規程は、理事会の決議により改正するものとする。変更後の規程は、会員に告知する。

(雑 則)

第 6 条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に理事会において定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 0 月 2 4 日から適用する。

令和 5 年 1 0 月 2 4 日改訂